

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合  
理事長 三木 秀一

## 被扶養者の異動などの確認と速やかな届出のお願い

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、毎年 4 月は、被保険者の転勤や被扶養者の就職などがあり、当健康保険組合に届出いただいている内容が変更されることが多い時期であります。特に、資格取得届・喪失届や被扶養者（異動）届は、事実発生から 5 日以内に届出いただくようになっておりますが、被扶養者（異動）届の届出忘れが多くみられます。届出を忘れていますと、重複して資格を取得（複数の保険証を所有）している状態になり、医療機関等に迷惑をかけることとなります。

つきましては、下記の内容を確認していただき、変更がある場合は速やかに届出をお願いします。

### 記

#### 1 被扶養者の就職の場合

・「被扶養者（異動）届」で削除の届出と保険証の回収をお願いします。

※毎年実施している被扶養者の状況を確認する「被扶養者確認調書」を配付時に、被扶養者が就職していたことが分かり「被扶養者（異動）届」の届出が多くありますので、特に注意をしてください。

#### 2 別居の場合

・「住所変更届」の届出をお願いします。

・生計維持関係がなくなった場合は、「被扶養者（異動）届」で削除の届出と保険証の回収をお願いします（条件が分からない場合、健康保険組合までお問い合わせください）。

#### ※ 注意事項

・医療費の請求

もし、就職されたなどで他の保険者に加入されているにも関わらず、当健康保険組合の保険証を利用された場合は、健康保険組合負担分の医療費を対象者に請求させていただきます。

### 3 転勤や入学のため住所が変更になった場合

・「住所変更届」の届出をお願いします。

### 4 海外に転勤になった場合

・「国内外転居届」の届出をお願いします（HPには掲載されていません）。

※40歳以上で住民票を国内におかない場合は、「介護保険適用除外 該当・不該当 届」を届出ください。介護保険料が免除されます。

40歳以上の被扶養者も対象です。

### 5 マイナンバーを変更した場合

・「個人番号（マイナンバー）登録・変更届」の届出をお願いします。

※マイナンバーカードや通知書を紛失した場合に、マイナンバーの変更をされる場合があります。

※健康保険組合では、マイナンバーをキーに国のデータベースを毎日更新しています。

変更の届出をせずに変更になったマイナンバー（カード）を利用すると、医療機関では「資格がない」と判断され、また、市町村では「情報なし」となり、色々なところに迷惑をかけることとなります。

### 6 お願い

・当健康保険組合では、事業主の皆さまが届出された情報は、マイナンバーをキーにして国のデータベースを日々更新しております。この国のデータベースを資格確認で医療機関等が利用し、また、社会保険等の手続きのため市町村や他の保険者が閲覧できるようになっています。

・つきましては、異動や変更が発生しましたら、速やかに各種届出をお願いします。届出が遅れることにより、国のデータベースを利用している全国の保険者や市町村、医療機関等に迷惑をかけ、また、手続きができない場合もありますのでご協力をお願いいたします。

以上